

原発賠償、障害者らに上乗せ
最大で月 2 万円

東京電力は 1 月 17 日、福島第 1 原発事故で避難指示を受けた住民に支払っている精神的損害賠償について、障害者や要介護者らに対し 1 人当たり最大で月 2 万円を上乗せすると発表した。同日から受け付けを始めた。

同賠償金は月 10 万円支払われているが、障害者らは避難による精神的苦痛がより大きいと判断。身体障害者手帳 1, 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A の所持者と要介護 5, 4 の要介護者には月 2 万円を、その介護者には月 1 万円を上乗せする。

また、身障手帳 3, 4 級、精神手帳 2 級、療育手帳 B1, 要介護 3, 2 では 1 万 5,000 円を、身障手帳 5, 6 級、精神手帳 3 級、療育手帳 B2, 要介護 1 では 1 万円をそれぞれ上乗せする。

上乗せ分は、2011 年 3 月 11 日から 2013 年 11 月末までを対象とし一括で支払う。12 月以降分は、介護状態などの変化を踏まえて一定期間を経た後に支払う。東電は、対象者が 1 万 5,000 人程度に上り、上乗せ分は総額 130 億円程度とみている。

(福祉新聞・2654 号 2014 年 1 月 27 日)